

【基本的な検討の方向性について】

- 現在、当事者間で包括的利用許諾が比較的うまくいっているという状況。他方で、これから民放がどういったビジネスモデルを進めていくのかが明確ではない。制度改革も必要であれば検討しなければいけないと思うが、現状のスキームを進めていくことも両輪で考えて、現状うまくいっているところをうまく生かしながら考えていくということも現実的ではないか。
- 放送のコンテンツは、ネットで配信されることにより、幅広く公衆にコンテンツや実演を知ってもらう機会が増えていくことになり、クリエイターや実演家にとってメリットが大きい。次の創作や実演活動を継続させるためのインセンティブを確保するために、利用の報酬が適切に還元されるという仕組みを設けていくことが必要だが、他方で、許諾を受けること自体に対して必要以上にコストやリスクがある状態だと、利用されるコンテンツが限定的になってしまう。基本的な考え方としては、包括的許諾契約を管理事業者等と進めていき、アウトサイダーを減らしていくという方向が望ましいのではないか。

【アウトサイダー問題について】

- 現時点では、本当に民放がサービスを進められるのかどうか曖昧なところもあるので、差し当たっては、アウトサイダーが本当にどれほどの影響を与えているのかについてしっかり調べるところから進めていくのがよいのではないか。
- 文化庁の取組で、オーファンワークスに対する制度は充実してきているが、裁定制度など、ある程度時間がかかるものについては、ネットでの配信については利用できる局面が限られてしまうので、引き続き、アウトサイダーの分析とアウトサイダーの性質に応じた対応の検討を進めていくことが必要。

【拡大集中許諾制度について】

- コンテンツの利活用やネットにおける流通促進という観点からは、権利処理が集中しているほうが望ましく、包括許諾の形をよりスムーズにしていくには、拡大集中許諾の議論を進めていただきたい。放送コンテンツに限らず、ネット発のコンテンツも多数存在しており、ネットでの動画系コンテンツの活性化や利用機会の拡大という意味でも、拡大集中許諾制度の検討は有用ではないか。特に、アウトサイダーや権利者不明なものを個別に調べるのは非常に時間がかかり、コンテンツの利用という観点からは、一種の制約になりかねない。他国での導入例を含めて慎重に調べていただき、議論を深めていただきたい。
- 文化庁でも、拡大集中許諾制度に関して調査・検討を始めているので、時間はかかるかもしれないが、最終的には集中管理に向けた方向性で考えていくのがよいのではないか。
- 拡大集中については、さまざまな課題もあるので、課題に一つ一つ取り組んでいくことが必要。

【権利情報データベースについて】

- JASRACのようにデータベースが充実していて、どのコンテンツを幾らで利用することができるのかといったことが事前に十分予測ができ、それに基づいて、ビジネスモデルを組み立てることができるという仕組みは、利用者にとって非常にありがたいもの。JASRAC並みの権利情報データベースが全ての分野で整っているという状態ではないので、権利の集中管理を進めるとともに、データベースのような形で、管理されているコンテンツが利用者から確認できる仕組みを充実させていく方向で関係者のご努力をお願いしたい。当然、労力やコストもかかるので、必要に応じて国の支援も行うべき。
- 使用許諾が確認困難・不可能という問題に対して、どう仕組みをつくっていくのかということが重要。日本レコード協会はもともとそういう組織ではないと思うが、原盤権について、JASRAC的なデータベースを構築し、ここで一括して処理を行うのが理想的だと考えている。システム構築に当たっての費用の問題がかなり大きいと思われるが、何かしらの仕組みの必要性を強く感じている。

【NHKの試験的提供Bについて】

- NHKの試験的提供Bについて、以下の点をTF等で改めて発表して欲しい。①ふたかぶせの割合は昨年・一昨年と比較して増減したのか。②総合よりEテレのほうがふたかぶせの割合が高いのはなぜか。③ふたかぶせの理由のそれぞれの割合はどれほどか。
- 「権利者等からネット配信許諾得られず」「外部調達映像配信権なし」「購入番組等配信権なし」というのは、いずれも使用料を支払えば許諾が得られた可能性があり、これらを「使用料請求あり」と並列にして分類することは、まとめ方に問題があるのではないか。